災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と有限会社大野興業（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市震災廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第３条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第４条 甲は、第２条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第１号）により乙に通知するものとする。

（１）要請の内容

（２）家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所

（３）家庭系一般廃棄物の搬入先

（４）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

３第１項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第５条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

２ 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（２）家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。

（３）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第６条 乙は、前条第１項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第２号）により甲に報告するものとする。（１）協定業務に従事した人員、車両及び時間
（２）協定業務における搬入先ごとの量
（３）協定業務に従事した期間
（４）その他必要な事項

（事故の報告）

第７条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書（様式第３号）により報告するものとする。

（災害補償）

第８条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第９条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。） に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（相互の連絡）

第 10 条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）

第 11 条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成２４年１月２０日

甲　千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長

乙　千葉市緑区古市場町３３２番地
有限会社　大野興業